

平成 26 年 6 月 27 日

日本玩具協会

下記について連絡致します。

**【制度要綱第 6 条の団体所在地の変更】**

S T制度要綱第 6 条第 3 項の下表について、「大阪玩具事業協同組合・(一社) 日本玩具協会大阪支部」の所在地を以下のとおり変更する。

	改定	適用日
大阪玩具事業協同組合・(一社) 日本玩具協会大阪支部の所在地の変更	(改定前) 〒542-0062 大阪府大阪市中央区瓦屋町 2-4-1 玩具人形会館内 ↓ (改定後) 〒537-0013 大阪府大阪市東成区大今里南 1-2-11 O.T ビル 8 階	新事業所に移転が完了した 平成 26 年 6 月 27 日とする。

(当該団体より、上記の変更申出があったため。)

【参考】 玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱（改定）

【玩具安全マーク使用許諾契約】

第 6 条 STマーク制度を利用しようとする者は、協会とSTマーク使用許諾契約を締結しなければならない。

2. STマーク使用許諾契約書は、別紙による。

3. 下表の団体に所属する者は、当該団体を経由して協会とSTマーク使用許諾契約を締結することができる。

名 称	所 在 地	
東京玩具製問協同組合	〒130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4	T
日本プラスチック玩具工業協同組合	〒103-0004 東京都中央区東日本橋 2-24-7 東京プラスチック会館 5 階	P
日本空気入ビニール製品工業組合	〒103-0004 東京都中央区東日本橋 2-24-7 東京プラスチック会館 2 階	V
日本プラモデル工業協同組合	〒111-0051 東京都台東区蔵前 4-20-12	J
大阪玩具事業協同組合 (一社)日本玩具協会大阪支部	<del>〒542-0066</del> 大阪府大阪市中央区瓦屋町 2-4-1 玩具人形会館内 〒537-0013 大阪府大阪市東成区大今里南 1-2-11 O.T ビル 8 階	B
東京玩具人形協同組合	〒111-0053 東京都台東区浅草橋 2-28-14	D
中部玩具人形工業会	〒451-0043 愛知県名古屋市西区新道 2-15-17	C
日本バルーン協会	〒166-0014 東京都杉並区松の木 3-12-11	R

(付則 平成 26 年 6 月 27 日改定)

この改定（制度要綱第 6 条第 3 項の表の「団体所在地」の改定）は、平成 26 年 6 月 27 日に適用する。